

## 容量市場「容量確保契約約款（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9	<p>現状下記マニュアル類における容量停止計画の提出事由として、①電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、②流通設備作業等に伴い出力停止等する場合、③地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合が定められています。</p> <p>・容量市場業務マニュアル容量停止計画の調整業務 編（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）</p> <p>・容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源） 編（対象実需給年度：2024年度）</p> <p>今回の約款変更において「第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い」の第1項にほぼ同一内容が記載されますが、上記③に関しては「地元自治体との協定"等"」の"等"が省略される形となっています。当該部を省略された意図をご確認させてください。</p> <p>質問の背景として、①の電源等の維持・運営に必要な作業でもなく、②の流通作業でもなく、③の協定で定められていないような出力停止等も実需給断面では現実には有り得るものと認識しており、現状そういったケースは③の"等"に内包され得るものと解釈しております。今回の約款変更に伴い、それらは容量停止計画として今後登録不要となるのか疑問が生じた次第です（または、約款変更後においても全てのケースが解釈次第で①～③に分類されるのか）</p>	<p>当該条項の拡大解釈を防止することを目的とした措置となります。</p> <p>容量停止計画は、原則として、ご記載の①～③のいずれかに該当する場合に提出していただくものであり、該当しない場合には提出対象とはなりません。</p> <p>判断に迷うケースが発生した場合には、個別にお問い合わせください。</p>
2	14	<p>テスト達成率として2024年度の実効性テスト結果を利用するとあるが、これまでの経過措置等のあり方から考えると2024年度メインオークションの落札電源に対する2026年度の実効性テスト結果から利用すべきである。理由として、そもそも4年前のリソース需要家との契約自体がかなり不確実性が高い点、さらにリソース需要家によっては「メインオークションでの落札後のアグリゲーターとしか契約しない」「リソースとの契約後にオークションが開催され不落となった場合は違約金を請求する」といった条件があり、アグリゲーターとして一定程度は契約前での見込での応札をせざるを得なかった点が挙げられる。なお、今回この達成率の措置が提示されればこれら需要家との協議が行いやすくなり、それだけで枠取りの減少、引いては募集量の超過自体を抑制する効果は期待出来る。</p>	<p>本制度では、オークション時点の契約容量をもとに、実需給において供給力の提供を求められることを踏まえて応札されていることが前提となります。優先約定の仕組みは供給力の提供に向けたリクワイアメントとして求められている事項を用いるものになります。</p>
3	14	<p>テスト達成率として2024年度の実効性テスト結果から利用する点について、すでに締結された2026年度、2027年度のメインオークションの容量確保契約について遡りて当該文言を反映させることは問題ではないか。事業の予見性を低下させることにならないか。</p>	<p>本制度では、オークション時点の契約容量をもとに、実需給において供給力の提供を求められることを踏まえて応札されていることが前提となります。優先約定の仕組みは供給力の提供に向けたリクワイアメントとして求められている事項を用いるものになります。</p>
4	14	<p>16③：「約定処理において、発動指令電源の同一価格札について、実効性達成率に応じた落札電源の決定を行う仕組みを今後適用（今後実施される実効性テスト以降のオークション以降）するにあたり、今後の実効性テスト結果やリスト未提出等を考慮する。」と整理されたが、これに加えてメインオークション時に提出するビジネスプラン申請書における「確保済み容量」の多寡も評価の項目に加味いただきたい。</p>	<p>ビジネスプランのあらかじめ確保した期待容量で応札を評価する仕組みの提案かと存じます。容量市場の制度設計では、ご指摘の仕組みも含めて国の審議会でも検討され、現在の仕組みとされています。頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	14	<p>今回新たに「※実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合があります。」が追加されております。</p> <p>他方、補足資料等より「25年度メインオークションから適用される」との記載、募集要項上「落札電源および約定価格の決定方法」にその記載がないことから、この2024年度メインオークションの落札電源の決定において、2023年度に実施した実効性テストは考慮されないとの認識でよろしいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p> <p>今回整理された発動指令電源の扱いについては「第56回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4」をご参照ください。  <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2024/files/youryou_kentoukai_56_04.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2024/files/youryou_kentoukai_56_04.pdf</a></p>
6	14	<p>今回新たに「※実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合があります。」が追加されております。</p> <p>考慮方法について、具体的にどのように考慮されるのか、示していただきたい。</p> <p>例えば、考慮される実績は、複数回テストとなった場合、最大値か、もしくは平均値か。新既事業者の場合は、どのように考慮されるのか。等</p>	<p>今回整理された発動指令電源の扱いについては「第56回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4」をご参照ください。  <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2024/files/youryou_kentoukai_56_04.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2024/files/youryou_kentoukai_56_04.pdf</a></p>

No.	頁	ご意見	回答
7	15	(1) 発動指令への対応 iii継続時間=3時間(土曜日、日曜日、および祝日を除く9時~20時の間)の規定につき、「同約款39頁(別添)用語の定義に記載の「営業日」としていただきたい、また営業日の定義「平日のうち、1月4日、12月29日以外の日」に加えて、1月5日、8月14日、15日、16日を加えて、発動除外日として指定いただきたい。理由として、同期間については需給ひっ迫の可能性が低いと想定されることから、発動除外日とすることで、容量提供事業者及びリソース側の待機コストを一定程度低減することができ経済合理性があると考え。同期間においては、想定外事象に対応するだけの必要な体制を構築することで各事業者の待機コスト等を低減させ、オークション応札価格への同反映も期待できる。	実需給期間において、天気や予備率では予測できない突発的な電源脱落により需給ひっ迫となる可能性がございます。そのような事態においても発動指令電源として供給力を供出していただく必要がございますので、体制維持に努めていただきたく存じます。
8	15	(2) iii 「供給計画・発電販売計画等の事前に運転計画に沿っている場合」とあるが、実需給断面の運転は相対通告量の変動や卸電力市場への販売量、余力活用契約による一般送配電事業者からの指令等により、年間時点の計画通りの利用率となるわけではないが、どのように判断するのかご教示いただきたい。	市場応札のアセスメントの中で必要に応じて運転計画策定状況について確認させていただきます。
9	23	容量確保契約約款に関連ドキュメントと優先順位を明記するべきと考えます。容量提供者は容量確保契約書により、容量確保契約約款とオークション募集要綱に基づき契約することが明記されているが、その他説明会資料の位置付け及び内容に齟齬がある場合の優先順位が不明確であると考えます。(通常は記載がなければ、容量確保契約約款とオークション募集要綱のみに基づき運用することとなる。)	オークション募集要綱・容量確保契約約款と業務マニュアル、説明資料の内容に齟齬がある場合はお問合せいただけますようお願いいたします。
10	24	第29条守秘義務 参加登録に際して事業者が提出した秘密情報について、漏洩の有無を年度単位でもよいので公表願いたい。	公表の可否については個別の事案ごとに判断いたします。
11	37	(別紙) ベースラインの算定方法：発動指令電源の実需給での発動及び実効性テストと、経済DRの実施及び需給調整市場の応動指令が同一日に重なった場合、採用されるベースライン値は、当日の最も早い時間に実施された発動において算定されたベースライン値とし、同日に実施されるすべての発動のベースライン値とする方法を採用いただきたい。市場価格の価格高騰により経済DRが実施可能な需要家が存在するものの、現行の整理では発動指令当日の発動以外で類型1-②を実施した場合、ベースラインが不利になり達成度が下がる可能性がある。価格シグナルでの経済DR実施が難しくなると、需要家の柔軟なDR対応が難しくなり、実質的に発動指令電源発動しないしは発動日以外はDRを実施しない方が、経済合理性に見合う運用となってしまう、市場への供給力低下になると考えるため。	容量市場業務マニュアルにおいて影響を与えた場合の除外方法を示しており、供給力提供の適切性の観点から、需給調整市場への参加によるベースラインへの影響は除外等の考慮を行うこととはしていません。
12	37	別紙：ベースラインの算定方法 1.④「一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯」について、下記の場合も同等の依頼時間帯として認めていただきたい。 ・実効性テストの発動指令時間帯 ・需給調整市場に基づく調整力指令時間帯(ΔkW約定ブロックの時間帯)	容量市場業務マニュアルにおいて影響を与えた場合の除外方法を示しており、供給力提供の適切性の観点から、需給調整市場への参加によるベースラインへの影響は除外等の考慮を行うこととはしていません。  実効性テストの発動指令時間帯を除外するかどうかは、頂いたご意見踏まえ今後検討いたします。
13	37	別紙：ベースラインの算定方法 需給調整市場に基づく調整力指令に応じた日について、過去のDR実施日とし、容量市場の実発動および実効性テストにおける発動実績のベースライン算定において除外日とする取り扱いをしていただけないか。	ベースラインからの除外日は、ひっ迫した状況において発動されたものという条件に限定したものととなります。平時に調整力として活用されるといった異なる条件下での発動分の除外日適用には慎重な判断が必要と考えます。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
14	-	需給調整市場に基づく調整力指令と実効性テストの発動指令が重複した場合について、調整力指令を優先する観点から、容量市場に基づく発動指令が重複した場合の取扱いと同様、「発動実績がアセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合に、リクワイアメントを満たしているとする」取り扱いをしていただけないか。	実効性テストに関しては、電源等リスト自体の期待容量を確定させる目的から、当該の整理(実需給期間において、電源等リストに需給調整市場約定リソースが含まれる場合で、発動実績がアセスメント対象容量下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合に、リクワイアメントを満たしているものとする)の対象とはなりません。